

第2章 本市の特性と食料・農業・農村の現状

第1節 本市の特性

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、平成17年4月の市町村合併（須賀川市・長沼町・岩瀬村）により人口77,040人(H30.3.1現在、住民基本台帳)、東西37.9km、南北に16.5kmで面積は、279.55km²、東西に扁平な形状をなしています。

西に那須連峰、東に阿武隈高地の山並みを望み、奥羽山系から中央部へ合流しながら阿武隈川に注ぎ込む江花川や釈迦堂川・滑川などがゆったりと流れ、その流れに沿って肥沃な大地が広がっています。

気候は、奥羽山系の影響を強く受ける西部は、日本内陸型に属し気温の較差が大きいものの、総体的には関東に近く、一年を通じて比較的温和で平均気温は13℃前後と、年間を通じてほどよい降水量があり、降雪も少なく、とても住みやすい気象条件です。

また、東北縦貫自動車道や国道4号、JR東北本線や東北新幹線などにより首都圏や仙台圏へのアクセスが容易であり、さらに、福島県の空の玄関口である福島空港を有するなど県内で最も高速交通体系に恵まれた立地環境にあります。

第2節 本市における食料・農業・農村の現状

本市の農業は、自然環境や地域特性など恵まれた立地条件を活用し、水稲、野菜、果樹、花き、畜産を基幹作物に生産規模の拡大や施設園芸等の輪作体系を確立するなど経営の合理化を図りながら収益性の高い農業を展開してきたところです。

水稲は、良食味の米を生産し、野菜生産については、昭和30年代から夏秋きゅうりを中心として産地化が進み、昭和41年には「夏秋きゅうり」、昭和55年には「夏秋トマト」、平成5年には「冬春きゅうり」、平成22年には「夏秋なす」が野菜の指定産地となっています。

特にきゅうりは、「岩瀬きゅうり」のブランド名で全国に名を馳せ、全国でも有数の一大産地となる一方、桃、梨、リンゴ等の果樹生産も盛んに行われています。

このように、地域の特性を生かした農業を展開してきましたが、農業を取り巻く情勢は大きく変化し、本市においても農家数、農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化が進むとともに、国内で生産される農産物価格の低迷などが、深刻な担い手不足を招き、農業生産構造のぜい弱化が進んでいます。さらに農業の担い手不足は、耕作放棄地を増加させる要因にもなっています。

1 農家数

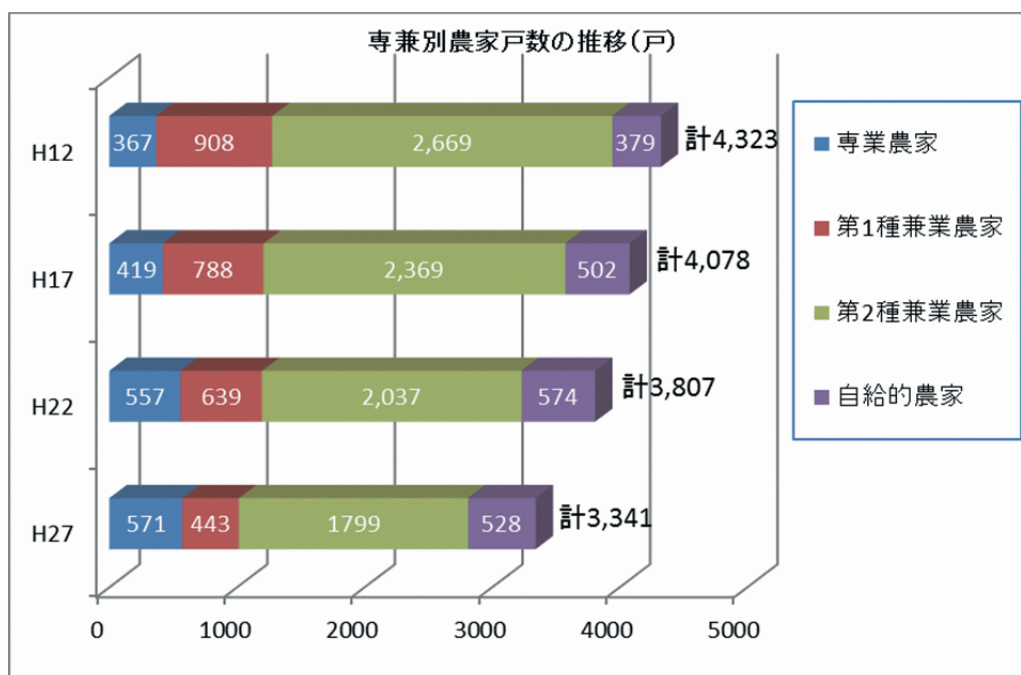
～販売農家は、10年間で約2割減少～

農家数は、平成27年2月1日現在3,341戸で、5年前に比べて466戸(12.2%)減少しました。そのうち販売農家は、2,813戸で420戸(13.0%)減少し、自給的農家も、528戸で46戸(8.0%)減少しています。

10年前と比較しても農家数は減少傾向にあり、平成17年の4,078戸と比較すると約81.9%となり、販売農家は3,576戸から2割以上減少し、78.7%となっています。

また、その統計推移をみると「第1種・第2種兼業農家」が減少傾向にあり、「自給的農家」は平成22年まで増加傾向にありましたが、この5年で減少傾向に転じました。

専兼別農家戸数の推移（戸）



2 農業就業人口

～販売農家の農業就業人口の平均は、63.7 歳～

販売農家の農業就業人口は、平成 27 年は 4,877 人で、5 年前に比べて 1,063 人 (17.9%) 減少しました。年齢階層別にみても、すべての階層で減少しました。

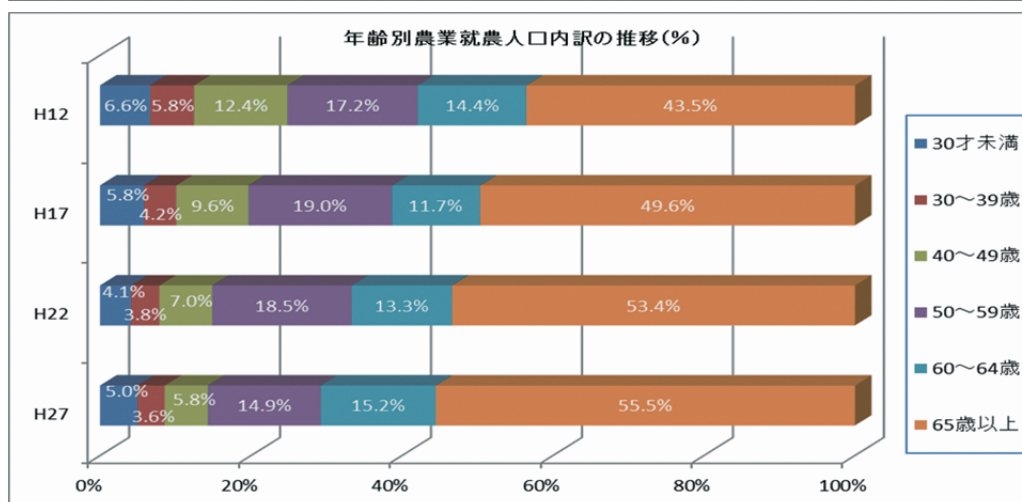
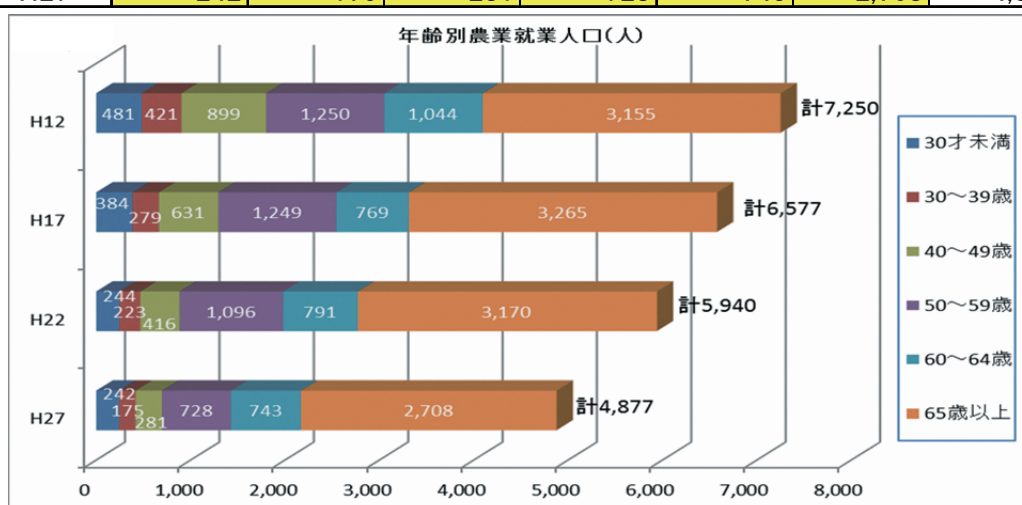
販売農家における平成 27 年の農業就業人口の平均年齢は 63.7 歳で、福島県の平均年齢 67.1 歳より 3.4 歳低く、県内では、2 番目に低い年齢となっています。

農業就業人口は全体的に減少傾向にあり、10 年前の平成 17 年の 6,577 人と比較すると 74.2% で、大幅に減少しています。一方で、65 歳以上のいわゆる「高齢化率」は、平成 22 年では 53.4% でしたが、平成 27 年では 55.5% となり、農業就業人口の高齢化が進んでいます。

年齢別農業就業人口 (人)

単位:人

	30才未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H12	481	421	899	1,250	1,044	3,155	7,250
H17	384	279	631	1,249	769	3,265	6,577
H22	244	223	416	1,096	791	3,170	5,940
H27	242	175	281	728	743	2,708	4,877



3 経営耕地の状況

～畑地面積が5年前に比べ大幅に減少～

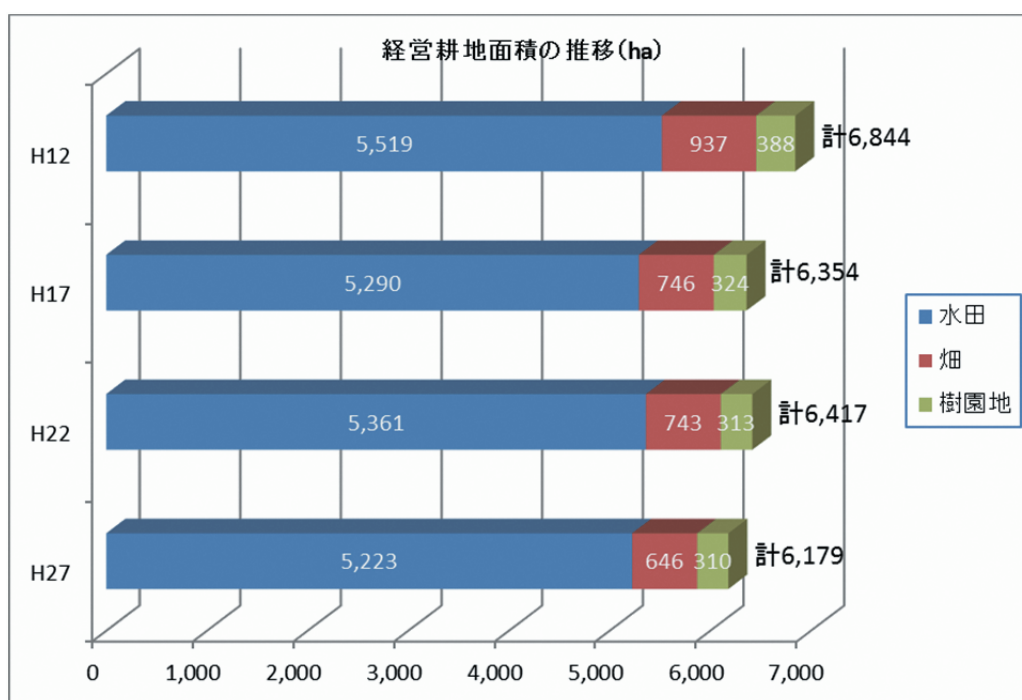
経営耕地面積は、平成27年は6,179haで、5年前に比べ238ha(3.7%)減少しています。そのうち田は、5,223haで138ha(2.6%)、畑は646haで97ha(13.1%)、樹園地は310haで3ha(1.0%)、それぞれ減少しました。

なお、経営耕地面積を販売農家数で除した1経営体当たりの平均の経営耕地面積は、平成17年で1.78ha、平成22年で1.98ha、平成27年で2.20haとなり、5年前と比べて0.22ha(11.1%)、10年前と比べて0.42ha(23.6%)増加しています。

また、農業経営体の経営耕地面積のうち借入耕地面積は1,296haとなり、5年前と比べて272ha(26.6%)増加し、借入耕地のある1経営体当たりの平均借入耕地面積は、1.39haとなり0.36ha(35.0%)増加しました。

なお、福島県全体では、平成27年の経営耕地面積は、東日本大震災や原子力災害の影響などにより、平成22年と比較して21,209ha(17.5%)減少しています。

経営耕地面積の推移 (ha)



1 経営体当たりの平均借入耕地面積 (ha)

	H12	H17	H22	H27
借入耕地面積(ha)	661	728	1,024	1,296
借入耕地のある経営体数	989	903	985	933
平均借入耕地面積(ha)	0.66	0.8	1.03	1.39

4 耕作放棄地面積

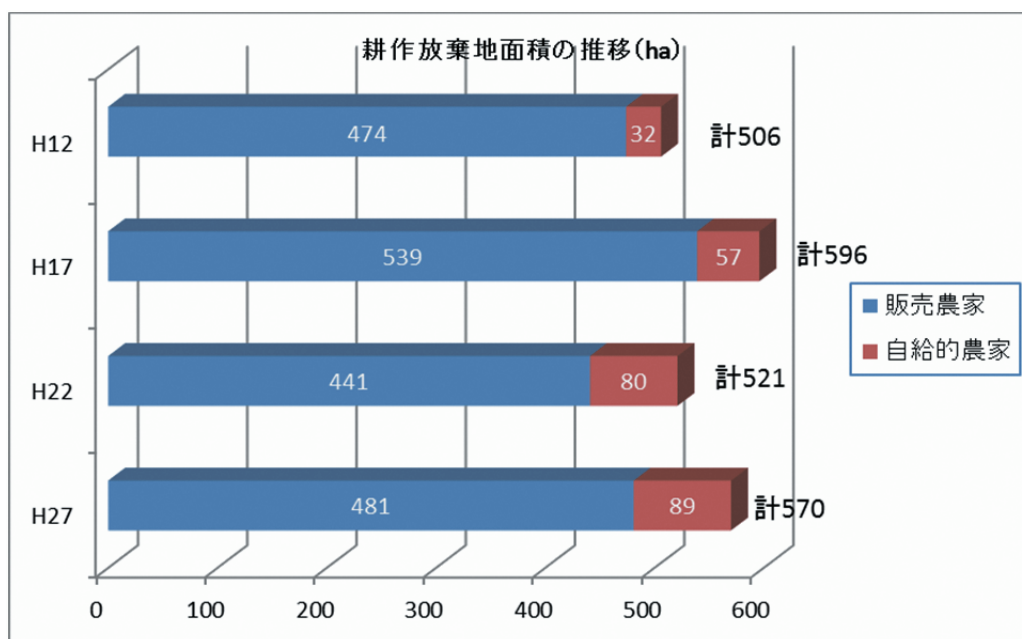
～耕作放棄地面積は 570ha に～

販売農家、自給的農家の耕作放棄地面積は、平成 27 年は 570ha で、5 年前に比べて 49ha (9.4%) 増加しました。そのうち販売農家の耕作放棄地面積は 481ha で 5 年前に比べて 40ha (9.1%) 増加し、自給的農家の耕作放棄地面積も 89ha で、5 年前に比べて 9ha (11.3%) 増加しました。

このように耕作放棄地面積は、平成 22 年との比較では増加しているものの、平成 17 年の 596ha との比較では 26ha (4.4%) 減少しています。

なお、耕作放棄地面積の都道府県別順位では、福島県は全国 1 位であり、5 年前に比べて 2,832ha (12.6%) 増加し、増減率で見ると全国 12 位(増加割合の高い順番)となっています。

耕作放棄地面積の推移 (ha)



5 認定農業者の状況

～認定農業者は 374 人で増加傾向～

農業の中心的な担い手である農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）は平成 24 年度まで減少傾向にありましたが、平成 25 年度から増加し始め、平成 28 年度末現在で 374 人となり、過去最高となっています。

認定農業者の推移

年度別	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
人数	325	340	315	294	269	262	256	249	252	324	360	374
前年比		15	△ 25	△ 21	△ 25	△ 7	△ 6	△ 7	3	72	36	14

6 新規就農者の状況

～平成 17 年以降で 47 人が就農～

平成 17 年度から 28 年度において、農業の将来の担い手となる新規学卒者やUターン就農者等の新規就農者（認定就農者）数は、47 人となっています。

東日本大震災の前年までは毎年 3 人～7 人で推移していましたが、平成 23 年度は 0 人、平成 24 年度以降は毎年 1 人～4 人となっています。

認定就農者数の推移

年度別	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
新規学卒	1				1	1		1				
Uターン	6	3	6	4	6	5		2	2	1	2	4
新規参入												
修学			1	1								
合計	7	3	7	5	7	6	0	3	2	1	2	4

※「Uターン」：就業していた他産業を離職して就農した人

「修学」：研修教育施設、学校教育法に規定される学校各種専門学校などで修学しながら就農した人

第3節 本市における食料・農業・農村の課題

1 安全・安心な農産物の提供

消費者が求める安全・安心な農産物を生産するため、農薬・化学肥料の適正使用、有機栽培や特別栽培、トレーサビリティやGAPへの取り組みが求められてきており、安全・安心対策へのより一層の取り組みが必要です。

2 多様な販路の拡大

安定的な収益を確保するため、地元農産物を消費者及び事業者などにPRし、インターネットの活用や飲食店との直接契約など直売に関する活動に取り組み、多様な販路の開拓を図る必要があります。

3 地元農産物の理解と消費拡大

○地産地消の推進

○食農教育の推進

地元消費者の本市産農産物に対する理解を深め、地元農産物の消費拡大を図り、農産物の生産向上を図る必要があります。また、農作業体験等を通じて、農業と食料の重要性を学ぶ食農教育を推進する必要があります。

4 6次産業化の推進

農業生産と加工・販売を一体的に取り組む6次産業化により、所得の向上と雇用の確保を図る必要があります。

5 多様な担い手の育成・確保

本市においても、農業者は減少傾向にあり、平均年齢も63.7歳と高くなっています。また、地域の担い手である認定農業者は平成25年度以降増加していますが、新規就農者は東日本大震災以降、低迷しており、新規就農者の育成・確保が課題となっています。

また、それ以外に集落営農組織、農業生産法人など多様な担い手を育成・確保するとともに、担い手へ農地の利用集積等を促進する必要があります。

6 農業経営の安定確保

農業経営の安定には、国の経営所得安定対策や収入保険制度などへの加入や融資制度の活用などにより、農業収入の安定確保を図ることが必要です。

また、農業収入に影響を及ぼす農産物等の有害鳥獣・病害虫被害に対して、効果的な被害防止対策を図る必要があります。

7 生産性の高い生産基盤等の確保

○農業生産基盤等の整備

○農業生産施設等の整備

○農地の確保と耕作放棄地の解消

本市は、小規模で未整備の水田等がまだ多く、地域の実情に即したほ場の大区画化、農道の整備など、生産基盤の整備による作業の効率化、省力化により農業生産性の向上を図る必要があります。

共同乾燥調整施設や栽培用ハウスなど、生産施設の整備によるコストの低減、品質向上・農業生産性の向上により農業経営の確立を図る必要があります。

農地は、農業の重要な生産基盤であることから、優良農地の確保や有効活用などを図るとともに、耕作放棄地の発生を防止し、再生利用を図る必要があります。

8 農産物の生産振興

本市は、高品質で新鮮な農産物の産地であり、地域特性を生かしながら消費者ニーズを的確に捉え、従来の出荷販売に加え、農産物の高付加価値化を図る必要があります。

9 農村環境の保全と農村の活性化

農業・農村は、農産物を生産するだけでなく、美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能を有しています。しかしながら、耕作放棄地が5年前に比べ増加しており、機能の低下が懸念されるため、本来農地が持つ役割を十分発揮させる農地等の再生を含む維持、保全を図る必要があります。それと併せて、森林の持つ役割について理解を深める森林環境教育を推進する必要があります。

また、農作業体験や交流イベントなどのグリーンツーリズムにより、都市住民の農業への理解促進と地域農産物の消費拡大を推進し、農村の活性化を図る必要があります。

10 環境保全型農業等の推進

地球温暖化の防止や生物多様性を保全するため、有機栽培や特別栽培等の環境保全型農業や、耕畜連携によるたい肥の利用など資源循環型農業に取り組む必要があります。

11 原子力災害対策

東日本大震災により被災した農地等の復旧や農地除染は完了しましたが、今後はため池の放射性物質対策を実施し、農業用水の安全性の確保を図る必要があります。

また、原発事故による県産農産物への風評被害がいまだに根強いことから、放射性物質濃度測定検査や放射性物質吸収抑制対策を実施するなど、引き続き、農産物の安全性確保に努め、生産者や消費者の不安の解消と風評被害の払拭を図る必要があります。

